

名古屋市民間木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱

（目的等）

第 1 条 この要綱は、旧基準木造住宅の耐震改修設計、耐震改修工事のいずれかを実施する所有者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、耐震化を促進し、地震による建築物の倒壊等の被害を防止することを目的とする。

2 前項の補助金の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成 17 年名古屋市規則第 187 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）旧基準木造住宅

木造の住宅で、次に掲げる要件をすべて満たす戸建住宅、長屋又は共同住宅をいう。

ア 在来軸組構法及び伝統構法であること。

イ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたものであること。

ウ 階数は 2 階建て以下のものであること。

エ 住宅以外の用途に使用している面積が延べ面積の 2 分の 1 未満であること。

（2）木造住宅耐震診断

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 名古屋市が実施する無料耐震診断

イ （一財）愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断

ウ （財）名古屋市建築保全公社が実施した耐震診断

（3）判定値

（一財）日本建築防災協会による「2012 年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」（以下「建防協木造基準」という。）の一般

診断法又は精密診断法による評点をいう。

(4) 補強計画

建防協木造基準の一般診断法又は精密診断法の基準により算定したもの。

(5) 耐震改修促進事業

次に掲げるいずれかのものとする。

ア 耐震改修設計

地震に対して安全な構造とする改修設計であって、建防協木造基準の精密診断法の基準により算定したもので、着手から完了までを1年度内で行うものをいう。

イ 耐震改修工事

地震に対して安全な構造とする改修工事（増築工事を伴うものを含む。）で、着手から完了までを1年度内で行うものをいう。

(6) 申請者

この要綱に定めるところにより補助金の交付を受け、耐震改修促進事業を実施しようとする者をいう。ただし、第4条に規定する補助対象者が複数存在する場合は、そのうち1名を申請者とする。

(7) 非課税証明書

1年間課税される所得がなく、市町村民税が課税されていないことを証明する書類をいう。

(8) 非課税世帯

第3条に規定する補助対象住宅の所有者の世帯全員が過去2年間課税される所得がなく、市町村民税が課税されていない世帯をいう。なお、共有者（相続人が数人あるときを含む。以下同じ。）がいる場合は、すべての共有者の世帯全員が過去2年間課税される所得がなく、市町村民税が課税されていない世帯とする。

(9) 一般世帯等

前号に規定する非課税世帯以外の世帯及び法人その他の団体

をいう。

(10) 代理受領

申請者と耐震改修促進事業に関する契約を締結した者が、申請者の委任を受け、補助金の交付の請求及び受領を行うことをいう。代理受領の取扱いについては、名古屋市耐震対策事業に係る補助金代理受領制度取扱要綱に定めるところによる。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のすべてを満たす住宅とする。

- (1) 市内にある旧基準木造住宅であること。
- (2) 明らかに建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定される建築基準法令の規定に違反していないものであること。ただし、第5条第1号に規定する補助金の交付を受ける場合については、この限りではない。
- (3) 今回実施する耐震改修促進事業（第5条第3号アに規定する1段階目耐震改修工事を除く。次号において同じ。）に関し、この要綱以外の補助金等の交付を受けていないこと。
- (4) 今回実施する耐震改修促進事業に関し、過去にこの要綱に定める補助金又は「名古屋市民間木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱」に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 補助対象住宅を所有する者。ただし、所有者が複数存在する場合には、申請者が補助金の交付を受けることに関して、次のいずれかの要件を満たすこととする。

ア 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）

第2条第2項に規定する区分所有者（以下「区分所有者」と

いう。)がいる場合は、すべての区分所有者の同意を得ていること。

イ 共有者がいる場合は、すべての共有者の同意を得ていること。

(2) 国、地方公共団体その他公の機関以外の者であること。

(3) 固定資産税及び都市計画税を滞納していない者であること。

(4) 名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者で、かつ、同条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）と密接な関係を有しない者であること。

(5) 法人の場合は、その業務を執行する役員に暴力団員又は暴力団等と密接な関係を有する者がいないこと。

（補助金の対象事業）

第 5 条 補助金の交付対象となる耐震改修促進事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

(1) 木造住宅耐震診断の結果、判定値が 1.0 未満若しくは第 2 条第 2 号イ又はウによる得点（以下「得点」という。）が 80 点未満と診断された旧基準木造住宅について、建防協木造基準の精密診断法の基準により、判定値を 1.0 以上とする又はこれと同等以上のものと市長が認める耐震改修設計で、当該設計に着手する前の判定値に 0.3 を加算した数値以上とするもの。

(2) 木造住宅耐震診断の結果、判定値が 1.0 未満又は得点が 80 点未満と診断された旧基準木造住宅について、判定値を 1.0 以上とする又はこれと同等以上のものと市長が認める補強計画に基づく耐震改修工事で、当該工事に着手する前の判定値に 0.3 を加算した数値以上とするもの（以下「一般耐震改修工事」という。）。)

(3) 木造住宅耐震診断の結果、判定値が 0.7 未満又は得点が 60 点未満（木造住宅耐震診断の結果、判定値が 0.7 以上 1.0 未満又は得点が 60 点以上 80 点未満であり、耐震改修工事に着手する前の判

定値が 0.7 未満である場合を含む。)と診断された旧基準木造住宅に対し、判定値を 1.0 以上とする補強計画に基づき、次に掲げるア及びイの 2 回に分けて行う耐震改修工事（以下「段階的耐震改修工事」という。）

ア その一部を工事することにより、旧基準木造住宅全体の判定値を 0.7 以上となるように行う工事又は 2 階建ての 1 階の判定値を 1.0 以上となるように行う工事（以下「1 段階目耐震改修工事」という。）

イ 1 段階目耐震改修工事により補助金の交付を受けた旧基準木造住宅について、判定値を 1.0 以上となるように行う工事（以下「2 段階目耐震改修工事」という。）

（補助金の対象経費及び補助金の交付額）

第 6 条 耐震改修設計の補助金の対象経費及び補助金の交付額は、次の表のとおりとする。

補助金の対象経費	補助金の交付額（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）
耐震改修設計に係る設計費	補助金の対象経費の 2/3 以内かつ 1 棟あたり 20 万円を限度とする。

2 耐震改修工事の補助金の対象経費及び補助金の交付額は、次の表のとおりとする。ただし、名古屋市耐震シェルター等設置補助金交付要綱の補助金の交付を受けた者が居住する住戸の場合は、補助金の交付額から名古屋市耐震シェルター等設置補助金交付要綱に基づく補助金の額を差し引いた額をこの要綱に基づく補助金の交付額とする（2 段階目耐震改修工事における場合を除く。）。

補助金の対象経費	補助金の交付額（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）		
耐震改修工事に係	一般耐震	一般世帯等	補助金の対象経費の

る工事費	改修工事		4/5 以内かつ 1 住戸あたり 115 万円（長屋又は共同住宅にあっては、100 万円）を限度とする。
		非課税世帯	補助金の対象経費の 4/5 以内かつ 1 住戸あたり 165 万円（長屋又は共同住宅にあっては、150 万円）を限度とする。
	1 段階目 耐震改修 工事	一般世帯等	補助金の対象経費の 4/5 以内かつ 1 住戸あたり 45 万円を限度とする。
		非課税世帯	補助金の対象経費の 4/5 以内かつ 1 住戸あたり 70 万円を限度とする。
	2 段階目 耐震改修 工事	一般世帯等	補助金の対象経費の 4/5 以内かつ 1 住戸あたり 55 万円を限度とする。
		非課税世帯	補助金の対象経費の 4/5 以内かつ 1 住戸あたり 80 万円を限度とする。

- 3 補助金の対象経費の額は、確定申告の際に交付申請額に係る消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）に相当する額を、仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税額から控除する場合には、当該

消費税に相当する額を減額した額とする。

（事前協議）

第 7 条 申請者は、耐震改修設計に係る補助金交付の申請の前に、市長に木造住宅耐震診断の結果報告書の写しを提出し、事前協議を行うこととする。

2 申請者は、耐震改修工事に係る補助金交付の申請の前に、市長に次に掲げる書類を提出し、事前協議を行うこととする。ただし、過去に同一の補助対象建築物について事前協議を行っている場合にあつては提出を要しない。

(1) 木造住宅耐震診断の結果報告書の写し

(2) 耐震改修工事計画書

ア 配置図（耐震改修工事前後の建物配置等を示すもの）又は建物概要を示す書面

イ 補強計画平面図。ただし、段階的耐震改修工事においては段階別に作成したものとする。

ウ 耐震補強後の建物についての耐震診断の判定値が確認できるもの（以下「補強計算書」という。）。ただし、段階的耐震改修工事においては段階別に作成したものとする。

（補助金交付の申請及び決定）

第 8 条 申請者は、耐震改修設計を行う年度の、耐震改修設計の請負に関する契約の締結前かつ耐震改修設計（当該耐震改修設計と併せて実施する設計を含む。）の着手前に、民間木造住宅耐震改修促進事業補助金交付申請書（様式第 1 号。以下「補助金交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、交付決定を受けなければならない。ただし、直近に新たに補助対象住宅を所有することとなった場合は、第 3 号及び第 4 号に掲げる書類に代えて、補助対象住宅の所有権が確認できる書類並びに所有することとなった時点以降の固定資産税及び都市計画税を滞納していないことが確認で

きる書類を提出することができる。

- (1) 補助金の交付申請額計算書（様式第 2 号）
- (2) 耐震改修設計費の見積書の写し
- (3) 固定資産税及び都市計画税の課税明細書の写し（交付の申請日の直近のもの）
- (4) 固定資産税及び都市計画税の納税証明書等（前年度から直近の支払い期日分までのもの）
- (5) 木造住宅耐震診断の結果報告書の写し
- (6) 案内図
- (7) 所有者が複数存在する場合は、申請者が補助金の交付を受けることに関する次に掲げる書面
 - ア 区分所有者がいる場合は、区分所有者全員の同意を得たことを証する書面
 - イ 共有者がいる場合は、共有者の同意を申請者の責任で得たことを示す書面
- (8) その他市長が必要と認める図書

2 申請者は、耐震改修工事の請負に関する契約の締結前かつ耐震改修工事（当該耐震改修工事と併せて実施する工事を含む。）の着工予定日の属する年度の 1 月末までに、補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、交付決定を受けなければならない。ただし、直近に新たに補助対象住宅を所有することとなった場合は、第 3 号及び第 4 号に掲げる書類に代えて、補助対象住宅の所有権が確認できる書類及び所有することとなった時点以降の固定資産税及び都市計画税を滞納していないことが確認できる書類を提出することができる。

- (1) 補助金の交付申請額計算書（様式第 2 号）
- (2) 耐震改修工事費の見積書の写し
- (3) 固定資産税及び都市計画税の課税明細書の写し（交付の申請日の直近のもの）
- (4) 固定資産税及び都市計画税の納税証明書等（前年度から直近の

支払い期日分までのもの)

(5) 木造住宅耐震診断の結果報告書の写し

(6) 耐震改修工事計画書

ア 案内図

イ 配置図（耐震改修工事前後の建物配置等を示すもの）又は建物概要を示す書面

ウ 補強計画平面図、補強計画立面図（外部工事がある場合）、補強方法その他工事内容を示す図書。ただし、段階的耐震改修工事においては段階別に作成したものとする。

エ 補強計算書（建築士の記名のあるもの）。ただし、段階的耐震改修工事においては段階別に作成したものとする。

(7) 所有者が複数存在する場合は、申請者が補助金の交付を受けることに関する次に掲げる書面

ア 区分所有者がいる場合は、区分所有者全員の同意を得たことを証する書面

イ 共有者がいる場合は、共有者の同意を申請者の責任で得たことを示す書面

(8) その他市長が必要と認める図書

3 非課税世帯の場合は、前項に掲げる書類に併せて次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 補助対象住宅の所有者の世帯全員の住民票の写し（発行後 3 ヶ月以内のものに限り、複写したものは不可。以下同じ。）。ただし、所有者が複数存在する場合は、次のいずれかに該当する者の世帯全員の住民票の写しとする。

ア 区分所有者がいる場合は、非課税証明書を提出できる区分所有者

イ 共有者がいる場合は、すべての共有者

(2) 補助対象住宅の所有者の世帯全員の過去 2 年分（非課税の証明申請時点において発行可能な最新の年度分とその前年度分に限る。以下同じ。）の非課税証明書（発行後 3 ヶ月以内のものに限

る。以下同じ。)ただし、所有者が複数存在する場合は、次のいずれかに該当する者の世帯全員の過去2年分の非課税証明書とする。

ア 区分所有者がいる場合は、非課税証明書を提出できる区分所有者

イ 共有者がいる場合は、すべての共有者

(3) 補助対象住宅の所有者が複数存在する場合は、全員の所有権が確認できる書類

4 申請者は、補助対象住宅が次に掲げる地区内等にある場合には、当該事業主管課と耐震改修促進事業の実施内容について協議するものとする。

(1) 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）地区

(2) 土地区画整理事業施行地区

(3) 都市計画施設内

(4) 町並み保存地区

(5) その他協議を必要とする事業等

5 市長は、第1項から第3項までの規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、民間木造住宅耐震改修促進事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

6 市長は、前項に規定する交付決定を通知する場合において、必要と認めるときは条件を付することができる。

（着手の届出）

第9条 申請者は、耐震改修促進事業に着手したときは、民間木造住宅耐震改修促進事業着手届（様式第4号、以下「着手届」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 契約書の写し

(2) 施工箇所ごとの施工前の写真（耐震改修工事の場合）

(3) 着手の状態が確認できる写真（耐震改修工事の場合）

- 2 前項の書類は、補助金の交付の決定があった日から起算して30日を経過した日までに提出しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

(中間検査)

第10条 市長は、前条に規定する着手届が提出されたときは、当該耐震改修工事に関し必要な指示をし、報告を求め、検査をすることができる。

(申請内容の変更等)

第11条 申請者は、第8条第5項の通知があった後に申請内容に変更がある場合は、あらかじめ民間木造住宅耐震改修促進事業補助金交付変更申請書（様式第5号）に変更後の第8条第1項各号、第2項各号及び第3項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めた場合はこの限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは、計画の変更を承認し、民間木造住宅耐震改修促進事業補助金交付決定変更通知書（様式第6号）により申請者に通知する。

(交付申請の取下げ)

第12条 申請者は、事情により交付申請を取り下げるときは、補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日までに民間木造住宅耐震改修促進事業補助金交付申請取下届（様式第7号）を、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による書類を受理したときは、民間木造住宅耐震改修促進事業補助金交付申請取下確認通知書（様式第8号）により申請者に通知する。

(完了実績報告等)

第13条 申請者は、耐震改修設計が完了したときは、民間木造住宅耐震改修促進事業完了実績報告書（様式第9号。以下「完了実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 領収書又は請求書の写し。ただし、請求書による場合は、次条第1項の規定による補助金の交付を請求するまでに、領収書の写しを提出するものとする。

(2) 耐震改修設計図書

ア 補強計画平面図、補強計画立面図（外部工事がある場合）、補強方法その他設計内容を示す図書

イ 補強計算書（建築士の記名のあるもの）

2 申請者は、耐震改修工事が完了したときは、完了実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、1段階目耐震改修工事の場合は、第4号に掲げる書類を除く。

(1) 領収書又は請求書の写し。ただし、請求書による場合は、次条第1項の規定による補助金の交付を請求するまでに、領収書の写しを提出するものとする。

(2) 第11条第1項ただし書に掲げる軽微な変更があった場合は、第8条第1項各号及び第2項各号の書類のうち当該変更に係る書類

(3) 施工箇所ごとの施工前、施工中及び完了時の写真。ただし、着手届に添付したものを除く。

(4) 所得税額の特別控除及び固定資産税額の減額措置を受けようとする場合は、住宅耐震改修証明申請書

3 第1項及び第2項の書類は、着手届があった日から起算して4月を経過した日、完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定の通知があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

- 4 市長は、第 1 項及び第 2 項の規定による報告があったときは、報告の内容を審査のうえ、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、民間木造住宅耐震改修促進事業補助金確定通知書（様式第10号）により、その旨を申請者に通知する。

（補助金の交付の請求及び交付）

第14条 申請者は、前条第 4 項の規定による通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第11号）により市長に補助金の交付を請求することができる。

- 2 市長は、前項の補助金交付請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

（地位の承継）

第15条 申請者が死亡又は申請者の地位の合併等により消滅した場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で耐震改修促進事業を完了し補助金の交付を受ける意思があるときは、市長に届け出をして地位を承継することができる。

- 2 申請者が破産等のやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で耐震改修促進事業を完了し補助金の交付を受ける意思があるときは、市長に届け出をして地位を承継することができる。

- 3 前 2 項の規定に基づき、地位の承継を受けようとする者は、民間木造住宅耐震改修促進事業地位承継届（様式第12号）に地位を承継する者であることを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 4 申請者は、第 1 項及び第 2 項並びに代理受領制度を利用する場合を除き、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡してはならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第16条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補

助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第9条第2項に定める期間までに着手届が提出されなかったとき。
- (4) 第13条第3項に定める期日までに完了実績報告書が提出されなかったとき。
- (5) 第4条第4号若しくは第5号に該当しないこととなったとき又は第8条に規定する申請をした当時に第4条第4号若しくは第5号に該当していなかったことが判明したとき。
- (6) その他、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(書類の保管等)

第17条 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理しなければならない。

- 2 申請者は、前項に掲げる帳簿及び領収書等関係書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。ただし、段階的耐震改修工事の1段階目に関する前項に掲げる帳簿及び領収書等関係書類については、段階的耐震改修工事の2段階目の補助金の交付を受けた年度終了後5年間まで保管しなければならない。
- 3 段階的耐震改修工事の申請者は段階的耐震改修工事の2段階目が完了するまで、1段階目の工事に関する書類等を保管しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 名古屋市民間木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱（平成 18 年 4 月 1 日制定）は、これを廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づいて作成されている用紙は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づいて作成されている用紙は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づいて作成されている用紙は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

様式

要綱	名 称	様式
第 8 条	民間木造住宅耐震改修促進事業補助金交付申請書	第 1 号
第 8 条	補助金の交付申請額計算書	第 2 号
第 8 条	民間木造住宅耐震改修促進事業補助金交付決定通知書	第 3 号
第 9 条	民間木造住宅耐震改修促進事業着手届	第 4 号
第 11 条	民間木造住宅耐震改修促進事業補助金交付変更申請書	第 5 号
第 11 条	民間木造住宅耐震改修促進事業補助金交付決定変更通知書	第 6 号
第 12 条	民間木造住宅耐震改修促進事業補助金交付申請取下届	第 7 号
第 12 条	民間木造住宅耐震改修促進事業補助金交付申請取下確認通知書	第 8 号
第 13 条	民間木造住宅耐震改修促進事業完了実績報告書	第 9 号
第 13 条	民間木造住宅耐震改修促進事業補助金確定通知書	第10号
第 14 条	補助金交付請求書	第11号
第 15 条	民間木造住宅耐震改修促進事業地位承継届	第12号